

全建事発第 132 号
令和 2 年 3 月 16 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤晴貞
〔公印省略〕

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う
下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。標記の件につきまして、国土交通省土地・建設産業局建設業課長、建設市場整備課長の連名により、当会に対して別添のとおり通知がありました。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策については、これまで「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」(令和 2 年 2 月 25 日付け国入企第 52 号) により、下請契約・下請代金支払いの適正化については、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」(令和元年 12 月 2 日、国土建推第 30 号、国土建労第 958 号) 等により通知されているところですが、今般の感染拡大防止対策としての建設工事の一時中止・延期や生産・流通活動の停滞による資材の納入遅れ等の影響に関して、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する特段の配慮が必要であることから、建設工事の一時中止・延期等に際しては、下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるよう求められております。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以 上

(担当) 事業部 木下
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp